



平成 27 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 イソライト工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 窪田行利
(コード番号 5358 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 山脇敏弘
(TEL. 06-7711-5801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 125 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役および監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法の規定に基づき、取締役および監査役の責任を法令の限度で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定ならびに取締役および監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、変更案第 26 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 25 条（条文省略） （新設）	第 1 条～第 25 条（現行どおり） <u>（取締役の責任免除）</u> 第 26 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 26 条～第 32 条（条文省略） （新設）</p> <p>第 33 条～第 36 条（条文省略）</p>	<p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 27 条～第 33 条（現行どおり） <u>（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 35 条～第 38 条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日(水)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日(水)

以上